

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	庄内町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shonai.lg.jp/gyousei/mynumber/index.html

執行機関名 庄内町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	庄内町医療給付事業実施要綱(平成17年庄内町告示第20号)による医療の給付に関する事務であって町長が指定するもの(子育て支援)
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		庄内町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 庄内町医療給付事業実施要綱(平成17年庄内町告示第20号)による医療の給付に関する事務であって町長が指定するもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	庄内町医療給付事業実施要綱(平成17年庄内町告示第20号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしく <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。	この要綱は重度心身障害者(別表第1第1項に掲げる者をいう。)、乳幼児等及びひとり親家庭等の <u>医療</u> を確保し、 <u>社会福祉</u> の増進を図るため、 <u>医療費</u> の一部を負担することにより、これらの <u>経済的負担</u> を軽減すること目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		庄内町医療給付事業実施要綱(平成17年7月1日告示第20号)